

[設問 1]

1 取引行為と訴訟行為について

訴訟上の和解には一定の限度で既判力(民事訴訟法 114 条 1 項)が与えられる。一方、司法上の和解契約においては(民法 695 条)、表見法理の適用が認められ、和解の確定的効力が生じるため(民法 696 条)、一度争った法律関係については、再度争えなくなる。

よって、訴訟上の和解も、私法上の和解も再び権利または法律関係について再度争えなくなるという点は類似しているため、表見法理の適用を、訴訟上の行為と私法上の行為とで分けて用いることには合理性に欠けるといえる。

次に、訴訟上の和解は、紛争の自主的解決として当事者の意思を尊重した制度であり、これは私的自治の原則が適用される私法上の和解と何ら区別されることはないことも考えられる。

2 手続面について

訴訟上の和解については、私法上の和解を前提に行われるものと考えられる。そのため、私法上の和解が行われた場合は、訴訟上の和解と不可分なものになると解することができる。訴訟上の和解の効力が否定された場合、私法上の効力も否定される。もし、本件でいう訴訟上の和解に表見法理が適用されず無効になると解すると、私法上の和解についてもその効力を有しなくなり、私法上の地位に関する法的安定性が害されることとなる。

そして、訴訟上の和解手続が進められている中、おもむろに訴訟上の和解の無効事由を認めることは、それまで行われてきた訴訟手続を無に帰すものとしてように認めるべきではない。

訴訟上の和解についても表見法理を適用して、法的手続の安定性を図るべきである。

[設問 2]

最判昭和 38 年 2 月 21 日においては、貸金返還請求訴訟の和解条項について、貸金債務の弁済期を延期して分割払いとする代わりに、被告の不動産に抵当権を設定するという内容の条項が含まれていたことを認めている。

当該条項を認めるに当たり、和解について訴訟代理人が受権された範囲内といえるかどうかの問題となるが、当該範囲内といえるかどうかは互譲という和解の性質上、相手方に不測の損害を被らせることとならないかで検討すべきである。

そうすると、最判における和解条項についても、貸金返還請求訴訟において、その担保目的として不動産に抵当権が付されていることは一般的によくあることであり、被告に不測の損害を被らせるという事態を招くことは少ないと言える。よって、判例の妥当性を肯定することができる。

これを本件についてみると、A が事件のことを反省して謝罪し、二度と同じような事件を起こさないように誓約することは、相手方に心理的負担を課すものではある。もっとも、相手方に陳謝する意を表明するに止める行為といえるような場合においては、相手方に不当

な制約を課すとはいえ、互譲における和解においては、当然に陳謝の意は求められているところといえる。

よって、当該 A に誓約を求めるという条項は、L1 弁護士が与えられた和解の権限の範囲内であり、有効であるといえる。

[設問 3]

本件和解条項 2 項及び 5 項には既判力が生じないため、和解成立後に後遺障害についての損害賠償請求訴訟の提起は認められるのではないか。

ここで、既判力とは、前訴の確定判断の内容について生じる、後訴への通用力である。つまり、既判力は、前訴における紛争の不当な蒸し返しの防止に資するものといえる。そして、その既判力の正当化根拠は、自己責任と手続保障にあるとされる。

ここで、後遺障害については、発生原因としては事故発生当時に由来するものではあるが、後遺障害は、時間の経過とともに現れる以上、事故発生当時においてその損害賠償請求を同時に請求することは極めて困難であるといえる。

前訴において、後遺障害の請求を原告に期待できなかった以上、既判力の正当化根拠である自己責任を原告に問うことはできない。これは、民事訴訟法 117 条 1 項で、後遺障害の程度により定期金による賠償を命じた判決の変更を求めることが認められている趣旨であるともいえる。

よって、後遺障害に関する損害賠償請求については、前訴の既判力が生じず、後訴での請求も例外的に認められるといえる。

本件においても、事故発生当時、後遺障害の兆候が見られなかったために、X には和解金に後遺障害についての損害賠償額を含めることが期待できなかった以上、事後的に賠償を請求することができる。

以上